

2022年4月27日

関係者各位

三菱地所コミュニティ株式会社
代表取締役社長執行役員 駒田 久

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく
国土交通省からの行政処分（指示処分）について

弊社は、下記の通り、国土交通省近畿地方整備局長より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく行政処分（指示処分）を受けましたので、ご報告申し上げます。

お客様ならびに関係者の方々に多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。この度の処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに今後の内部統制の強化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

処分年月日

2022年4月27日

処分の理由

管理受託している管理組合のうち、一管理組合の財産について元従業員（管理員）が着服等を行ったことにより、当該管理組合に損害を与えたもの。

処分の内容

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに貴社の従業者全てに対し、速やかに周知徹底すること。
 - (2) 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員並びに貴社の従業者全てに対し、継続的に実施すること。
 - (3) 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - (4) 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
- 2 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和4年5月27日までに文書をもって報告すること。

また、令和5年4月27日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

対象管理組合様への弊社の対応

対象管理組合様には、発覚後直ちにご報告のうえ、被害総額を返納させていただきました。

以上